

消防庁舎総合管理業務委託  
仕 様 書

和 歌 山 市 消 防 局

# 消防庁舎総合管理業務委託仕様書

## 総 則

この仕様書は、和歌山市消防庁舎の設備等の総合管理業務に関する業務内容、その他必要事項を明示したものであり、本業務実施にあたっては、建物の各種設備等を常に正常に機能、維持させるために、忠実に履行しなければならない。

和歌山市消防庁舎の管理にあたっては、通常の庁舎ではないことを認識し、設備等の管理業務を実施することとし、24時間体制の遠隔監視の業務を定め、即時対応できる管理会社を選定し、原則として設備等の総合管理を委託できる受託者を対象とする。

また、緊急時の対応は、昼間では30分以内、夜間は1時間以内に処理可能な受託者を対象とする。

本仕様書において、委託者 和歌山市を「甲」といい、受託者を「乙」という。

### 1 管理物件の概要

#### (ア)概 要

名 称	和歌山市消防庁舎
所 在 地	和歌山市八番丁12番地
主要用途	事務所ビル
敷地面積	1,856 m <sup>2</sup>

#### (イ)施設概要

構 造	S R C 造
階 数	地上6階 地下1階
延べ面積	7,260.57 m <sup>2</sup>

### 2 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

## I. 設備管理基本事項

### 1 設備管理対象事項

設備管理対象設備は、付表①による。ただし、甲が必要と認める設備については、甲乙協議の上、対象設備とする。

### 2 設備管理業務の区分

委託管理業務は、次の区分によって行う。

- (ア) 管理業務（業務の内容はⅡに定める。）
- (イ) 日常巡視点検業務及び遠隔監視業務（業務の内容はⅢに定める。）
- (ウ) 定期点検・測定業務（業務の内容はⅣに定める。）

### 3 設備管理業務の基準

設備管理業務の履行にあたっては、各設備の安全及び建物内の安全に注意すること。

### 4 損害賠償責任

損害賠償責任については、次の通りとする。

- (ア) 業務実施にあたり生じた事故等の損害については、施設の瑕疵に起因する場合及び甲の責に帰する場合を除き、一切乙の責任とする。
- (イ) 前項に起因する事故に関し、甲が、その賠償金・見舞金・損害金などの名目で金品を支出した場合、甲は、乙に対し求償しうる。
- (ウ) 業務の遂行にあたり、乙の業務員の災害については、乙が責任を負うものとする。

### 5 義務

設備管理業務を遂行するにあたり、甲に対し乙は以下の義務を負う。

- (ア) 善良なる管理者の注意義務をもって職務を誠実に遂行し、甲の名誉を汚さないこと。
- (イ) 職務中またはその他の機会に知り得た甲の秘密を漏洩しないこと。

### 6 その他

- (ア) 業務にかかる工具、測定器具、作業用具などはすべて乙の負担とする。
- (イ) 業務遂行にあたり必要とする消耗品及び備品などは、甲の負担とする。
- (ウ) 乙の業務員が、業務遂行に必要な水道・電気の使用料は無償とする。ただし、光熱水費の使用を必要最小限にとどめるように努めること。

## II. 管理業務

### 1 計画立案業務

管理業務を計画的に実施するため、以下の計画書を作成し、甲に提出する。

- (ア) 日常巡回点検業務計画書
- (イ) 定期点検・測定業務計画書

なお業務に従事する者は、関連する法令に基づく必要な資格等を有すること。

(有資格者の名簿を提出し、変更があった場合は速やかに報告すること。)

### 2 報告・連絡・調整業務

管理業務の実施にあたって、甲に対し以下の報告・連絡・調整等の業務を行う。

- (ア) 日常点検及び遠隔監視等により発見した故障箇所、要修理箇所の報告及び意見の具申。
- (イ) 甲の関係部署との連絡及び調整
- (ウ) 作業報告書の提出
- (エ) 関係官公庁等に対する諸届出業務の代行
- (オ) 事故時及び非常時における緊急連絡

### 3 記録の分析業務

管理業務の向上のために以下の各業務を行い、その結果を報告する。

- (ア) 電力・水道・ガス・油などの使用量が適切であるかどうか評価分析を行う。
- (イ) データの評価、保全修理、改良・改善提案、管理予算の計画・作成を行う。

### 4 竣工引渡し図書類

甲は電気設備・空調設備・給排水衛生設備等の業務毎に、竣工引渡し図書類を整備して、その副本または写しを乙に引渡すものとし、乙はこれを整理保管する。

- ① 竣工図
- ② 主要機器完成図
- ③ 主要機器取扱説明書
- ④ 主要機器試験成績表
- ⑤ 施工図
- ⑥ 諸官庁届出書類控え及び一覧表
- ⑦ 現場試験成績書
- ⑧ 完工検査記録書
- ⑨ 設計変更指示書
- ⑩ 主要機材メーカーリスト

### 5 管理用記録書類

管理用記録書類として、次の各号の書類を保存する。

- ① 台帳類（消耗品、予備品台帳）
- ② 計画表・報告書（年間作業計画表）
- ③ 点検記録
- ④ 整備・補修記録類

### 6 その他の管理業務

- (ア) 消耗品及び予備品の在庫管理
- (イ) 事故及び非常時の応急処置

### III. 日常巡視点検業務及び遠隔監視業務

#### 1 日常巡視点検業務

日常巡視点検業務の作業項目は、付表②によるものとし日常巡視点検計画書に従い、計画的に業務を行うものとする。

業務の実施にあたっては、「日常巡視点検業務作業計画書」を作成して実施するものとし、その結果を記録表等に記録し、提出すること。

日常巡視点検の要点は以下の通り。

##### (ア) 日常巡視点検

点検は、2か月に1回の周期で技術員が主として人間の五感により、外観、音響、臭気、振動、温度などの異常を察知し、その原因を早期に発見するもので、チェックリストの併用により個人差のないよう特に注意しなければならない。

また、点検は設備異常の早期発見により、事故発生波及の範囲の限定を主目的とするものであるから、その効果を十分發揮するために次の事項について考慮すること。

- ① チェックリストを用意し、なるべく項目毎の制限値を明示する。
- ② 設備の重要度、代替機器、予備機などの有無、設備環境、使用条件等によって点検頻度を調整する。
- ③ 各種点検が安全に行えるよう、作業手順を明確にする。
- ④ 緊急措置を要する情報は、関係先に確実・迅速に伝達できるよう体制を整える。

##### (イ) 機器の操作

季節の変更などに伴い、機器の設定を変更する必要がある機器に対して、設定変更などの機器操作を行う。

#### 2 遠隔監視業務

設備の異常管理は、設備常駐要員は選任せざる遠隔による機械監視とし、乙による遠隔監視装置を設置して乙の所有する「監視センター」にて24時間の遠隔監視を行う。警報発報時は、予め設定した関係者などにインターネットメールなどで自動的に連絡するとともに、現場へ技術者を派遣し、現地確認・一次対応を行う。

遠隔監視を実施する設備警報項目及び仕様は以下のとおりとする。

##### ※ 設備監視項目

電気設備	・高圧地絡	給排水設備	・給水ポンプ故障
	・キュービクル異常		・受水槽満減水
	・発電機異常		・雑用給水ポンプ故障
空調設備	・排気ファン異常		・雑用受水槽満減水
	・外調機異常		・雑排水槽満水
	・冷温水ポンプ異常		・雑排水ポンプ故障
			・湧水槽満水
			・湧水ポンプ故障
			・給湯ポンプ異常

3 遠隔監視に掲げる項目は、災害時に消防局が対応できない場合があるため、即時対応できる管理会社を優先し、いずれの項目に対しても、対応できるノウハウを持った技術者を有していることが重要であるため、第三者への業務委託は認めない。

## IV. 定期点検・測定業務

### 1 業務内容

定期点検・測定業務の内容は、次のとおりとし、各業務の作業項目及び周期は、付表③の「定期点検・測定基準」によるものとする。

- (ア) 設備の定期点検・整備業務
- (イ) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく業務
- (ウ) その他、施設の維持管理上必要な業務

業務の実施にあたっては、「定期点検・測定業務作業計画書」を作成して実施するものとし、その結果を記録表等に記録し、提出すること。

## 付表①

設備管理対象設備

## 電 気 設 備

名 称	範 囲	設置場所	仕 様	台数
受変電設備		RF	屋外キュービクル 6600V、1050KVA	1
非常用発電機		RF	200V、500KVA	1
BL-1	駐車場	BF	電灯低压配電盤、保安電灯低压配電盤	1
1L-1		1F	電灯低压配電盤、保安電灯低压配電盤	1
2L-1		2F	電灯低压配電盤、保安電灯低压配電盤	1
3L-1		3F	電灯低压配電盤、保安電灯低压配電盤	1
3L-2		3F	電灯低压配電盤、保安電灯低压配電盤	1
4L-1		4F	電灯低压配電盤、保安電灯低压配電盤	1
5L-1		5F	電灯低压配電盤、保安電灯低压配電盤	1
6L-1		6F	電灯低压配電盤、保安電灯低压配電盤	1
6L-2		6F	電灯低压配電盤、保安電灯低压配電盤	1
1M-1		1F	動力低压配電盤	1
RM-1		RF	動力低压配電盤	1
BM-2	換気ファン	BF	動力低压配電盤	1
2M-1		2F	動力低压配電盤、保安動力低压配電盤	1
3M-1		3F	動力低压配電盤、保安動力低压配電盤	1
4M-1		4F	動力低压配電盤、保安動力低压配電盤	1
5M-1		5F	動力低压配電盤、保安動力低压配電盤	1
3LM-3	休憩室	3F	保安動力低压配電盤 動力低压配電盤、保安電灯低压配電盤	1
R-1		RF	動力低压配電盤	1
BM-1	設備機械室	BF	動力低压配電盤、保安動力低压配電盤	1

## 電 気 設 備

名 称	範 囲	設置場所	仕 样	台数
RM-2		RF	保安動力低圧配電盤	1
BM-3	駐車場	BF	保安動力低圧配電盤	1
6M-1		6F	保安動力低圧配電盤	1
FP-2		BF	保安動力低圧配電盤	1
FP-1		BF	保安動力低圧配電盤	1
PU-1		1F	保安動力低圧配電盤	1
PU-2		1F	保安動力低圧配電盤	1
燃料移送ポンプ盤		1F	保安動力低圧配電盤	1
6L-3		6F	保安電灯低圧配電盤	1
6L-4		6F	保安電灯低圧配電盤	1
6L-5		6F	保安電灯低圧配電盤	1
緊急救助 スペース照明管制盤		RF	保安電灯低圧配電盤	1
発電機補機			保安電灯低圧配電盤	1

※記号項目に★がある設備は、定期点検・測定業務対象設備

## 空調設備

名 称	範 囲	設置場所	仕 様	台数
★ ヒートポンプ冷凍機		屋上	冷房/暖房=174／182kw	8
★ 冷温水ポンプ	熱源一次側	地階	片吸込渦巻ポンプ 口径:50×40Φ 水量:500リッル/分	1
★ 冷温水ポンプ	熱源二次側	地階	片吸込渦巻ポンプ 口径:65×50Φ 水量:500リッル/分	1
★ 冷温水ポンプ	負荷一次側	地階	片吸込渦巻ポンプ 口径:80×65Φ 水量:835リッル/分	1
★ 冷温水ポンプ	負荷二次側	地階	片吸込渦巻ポンプ 口径:80×50Φ 水量:835リッル/分	1
水用熱交換器	熱源用	地階	プレート式熱交換器 冷房/暖房=174／174kw	1
水用熱交換器	負荷用	地階	プレート式熱交換器 冷房/暖房=408／408kw	1
膨張水槽	熱源用	地階	密閉型膨張水槽 最高使用圧力0.8Mpa 水槽容量:152リットル 膨張水量120リットル	1
膨張水槽	負荷用	地階	密閉型膨張水槽 最高使用圧力0.8Mpa 水槽容量:260リットル 膨張水量210リットル	1
冷温水槽		地階	密閉クッション水槽 最高使用圧力0.8Mpa 水槽容量:600リットル	1
★ 外気処理空調機	2階用	2F ローカ天井	冷房/暖房=26. 2／19. 5kw	1
★ 外気処理空調機	3階用	3F ローカ天井	冷房/暖房=34. 9／26kw	1
★ 外気処理空調機	4階用	4F ローカ天井	冷房/暖房=34. 9／26kw	1
★ 外気処理空調機	5階用	5F ローカ天井	冷房/暖房=34. 9／26kw	1
★ ファンコイルユニット	局長室	5F	天井カセット 冷房/暖房=9. 2／9. 9kw	1
★ ファンコイルユニット	玄関ホール	1F	天井カセット 冷房/暖房=8. 2／8. 5kw	1
★ ファンコイルユニット	2階署長室、4階事務室41 5階事務室51		天井カセット 冷房/暖房=6. 7／6. 9kw	23
★ ファンコイルユニット	3階防災センター 2階事務室22		天井カセット 冷房/暖房=5. 0／5. 2kw	7
★ ファンコイルユニット	事務室	5F	天井カセット 冷房/暖房=3. 5／3. 6kw	10
★ ファンコイルユニット	玄関ホール	1F	天井カセット 冷房/暖房=5. 0／5. 2kw	2
★ ファンコイルユニット	事務室	5F	天井カセット 冷房/暖房=8. 2／8. 5kw	1
★ ヒートポンプ空調機	6階通信指令室 (室外機)	屋上	冷房/暖房=56／57kw	2

## 空調設備

名 称	範 囲	設置場所	仕 様	台数
★	通信指令室 (室内機)	6F 空調機械室	床置ダクト接続型 風量=10800CMH	2
★ ヒートポンプ空調機	6階無線機器室 (室外機)	屋上	冷房/暖房=8. 0／9. 5kw	2
★	無線機器室 (室内機)	6F 天井	床置ダクト接続型 風量=10800CMH	2
★ ヒートポンプ空調機	6階通信機械室 (室外機)	屋上	冷房/暖房=12.5／14.0kw	2
★	通信機械室 (室内機)	6F	天井吊下げ型	2
★ ヒートポンプ空調機	清掃員控室 (室外機)	地階	冷房/暖房=3. 2／4. 5kw	2
★	清掃員控室 (室内機)	地階	天井カセット型	2
★ガスエンジンヒートポンプ° 屋外機		RF	冷房/暖房=56／67kw	1
★ 屋内機	仮眠室22	2F	天井カセット 冷房/暖房=11. 2／13. 2kw	3
★ 屋内機	仮眠室21	2F	天井カセット 冷房/暖房=7. 1／8. 5kw	2
★ 屋内機	仮眠室23	2F	天井カセット 冷房/暖房=4. 5／5. 3kw	1
★ 屋内機	滅菌消毒室	1F	天井カセット 冷房/暖房=2. 8／3. 4kw	2
★ 屋内機	仮眠室22, 23	2F	天井カセット 冷房/暖房=2. 8／3. 4kw	2
★ガスエンジンヒートポンプ° 屋外機		RF	冷房/暖房=35. 5／42. 5kw	1
★ 屋内機	事務室21	2F	天井カセット 冷房/暖房=7. 1／8. 5kw	6
★ガスエンジンヒートポンプ° 屋外機		RF	冷房/暖房=45／53kw	1
★ 屋内機		2F	天井カセット 冷房/暖房=9. 0／10. 6kw	1
★ 屋内機	待機室21、 更衣室21	2F	天井カセット 冷房/暖房=7. 1／8. 5kw	4
★ 屋内機	男子更衣室、 女子更衣室	2F	天井カセット 冷房/暖房=2. 8／3. 4kw	2
★ガスエンジンヒートポンプ° 屋外機		RF	冷房/暖房=45／53kw	1
★ 屋内機	講堂	3F	天井カセット 冷房/暖房=14／17kw	4
★ガスエンジンヒートポンプ° 屋外機		RF	冷房/暖房=45／53kw	1

## 空調設備

名 称	範 囲	設置場所	仕 様	台数
★ 屋内機	食堂	3F	天井カセット 冷房/暖房=7.1／8.5kw	6
★ 屋内機		3F	天井カセット 冷房/暖房=9.0／10.6kw	1
★ガスエンジンヒートポンプ° 屋外機		RF	冷房/暖房=56／67kw	1
★ 屋内機		4F	天井カセット 冷房/暖房=9.0／10.6kw	1
★ 屋内機	更衣室41	4F	天井カセット 冷房/暖房=9.0／10.6kw	1
★ 屋内機	仮眠室41、 事務室41	4F	天井カセット 冷房/暖房=7.1／8.5kw	3
★ 屋内機	会議室41	4F	天井カセット 冷房/暖房=9.0／10.6kw	1
★ 屋内機	音楽隊控室	4F	天井カセット 冷房/暖房=7.1／8.5kw	2
★ 屋内機	事情聴取室	4F	天井カセット 冷房/暖房=2.8／3.4kw	2
★ 屋内機	脱衣室	4F	天井カセット 冷房/暖房=2.8／3.4kw	1
★ガスエンジンヒートポンプ° 屋外機		RF	冷房/暖房=56／67kw	1
★ 屋内機	(南西側)	5F	天井カセット 冷房/暖房=9.0／10.6kw	1
★ 屋内機	女子更衣室	5F	天井カセット 冷房/暖房=9.0／10.6kw	1
★ 屋内機	会議室、更衣室	5F	天井カセット 冷房/暖房=7.1／8.5kw	2
★ 屋内機	消防団本部室	5F	天井カセット 冷房/暖房=7.1／8.5kw	2
★ 屋内機	5階倉庫	5F	天井カセット 冷房/暖房=5.6／6.7kw	1
★ガスエンジンヒートポンプ° 屋外機		RF	冷房/暖房=56／67kw	1
★ 屋内機	事務室、 警戒本部室	6F	天井カセット 冷房/暖房=9.0／10.6kw	3
★ 屋内機	危機管理局	6F	天井カセット 冷房/暖房=7.1／8.5kw	2
★ 屋内機	事務室61	6F	天井カセット 冷房/暖房=7.1／8.5kw	3
★ガスエンジンヒートポンプ° 屋外機		RF	冷房/暖房=56／67kw	1
★ 屋内機	仮眠室61	6F	天井カセット 冷房/暖房=11.2／13.2kw	1

## 空調設備

名 称	範 囲	設置場所	仕 様	台数
★ 屋内機		6F	天井カセット 冷房/暖房=11. 2／13. 2kw	1
★ 屋内機	待機室61	6F	天井カセット 冷房/暖房=9. 0／10. 6kw	1
★ 屋内機	厨房室61	6F	天井カセット 冷房/暖房=5. 6／6. 7kw	1
★ 屋内機	更衣室62	6F	天井カセット 冷房/暖房=4. 5／5. 3kw	1
★ 屋内機	更衣室61	6F	天井カセット 冷房/暖房=3. 6／4. 2kw	1
★ 屋内機	脱衣室61	6F	天井カセット 冷房/暖房=2. 8／3. 4kw	1
★ 屋内機	仮眠室61	6F	天井カセット 冷房/暖房=2. 8／3. 4kw	2
★ガスエンジンヒートポンプ 屋外機		RF	冷房/暖房=18／23. 6kw	1
★ 屋内機	トレーニング室	4F	天井カセット 冷房/暖房=9. 0／10. 6kw	2
★ガスエンジンヒートポンプ 屋外機		RF	冷房/暖房=14／18kw	1
★ 屋内機	厨房	3F	天井カセット 冷房/暖房=14／17kw	2
★ 全熱交換器ユニット	清掃員控室	BF	天井カセット型 90CMH 50Pa	1
★ 全熱交換器ユニット	玄関ホール	1F	天井カセット型 300CMH 50Pa	1
★ 全熱交換器ユニット	滅菌消毒室	1F	天井カセット型 90CMH 50Pa	1
★ 全熱交換器ユニット	事務室21	2F	天井カセット型 263CMH 50Pa	4
★ 全熱交換器ユニット	待機室21	2F	天井カセット型 330CMH 50Pa	1
★ 全熱交換器ユニット	更衣室21	2F	天井カセット型 300CMH 50Pa	1
★ 全熱交換器ユニット	仮眠室21	2F	天井カセット型 300CMH 50Pa	1
★ 全熱交換器ユニット	仮眠室22	2F	天井カセット型 320CMH 50Pa	3
★ 全熱交換器ユニット	仮眠室22	2F	天井カセット型 30CMH 50Pa	1
★ 全熱交換器ユニット	仮眠室23	2F	天井カセット型 90CMH 50Pa	1
★ 全熱交換器ユニット	仮眠室23	2F	天井カセット型 30CMH 50Pa	1

## 空調設備

名 称	範 囲	設置場所	仕 様	台数
★ 全熱交換器ユニット	講堂	3F	天井カセット型 525CMH 50Pa	4
★ 全熱交換器ユニット	食堂	3F	天井カセット型 525CMH 50Pa	4
★ 全熱交換器ユニット	トレーニング室	4F	天井カセット型 450CMH 50Pa	1
★ 全熱交換器ユニット	会議室41	4F	天井カセット型 390CMH 50Pa	1
★ 全熱交換器ユニット	事情聴取室41	4F	天井カセット型 90CMH 50Pa	1
★ 全熱交換器ユニット	事情聴取室42	4F	天井カセット型 90CMH 50Pa	1
★ 全熱交換器ユニット	音楽隊控室	4F	天井カセット型 270CMH 50Pa	1
★ 全熱交換器ユニット	更衣室41	4F	天井カセット型 240CMH 50Pa	1
★ 全熱交換器ユニット	仮眠室41	4F	天井カセット型 120CMH 50Pa	1
★ 全熱交換器ユニット	消防団本部室	5F	天井カセット型 210CMH 50Pa	1
★ 全熱交換器ユニット	会議室51	5F	天井カセット型 450CMH 50Pa	1
★ 全熱交換器ユニット	倉庫	5F	天井カセット型 120CMH 50Pa	1
★ 全熱交換器ユニット	更衣室51	5F	天井カセット型 120CMH 50Pa	1
★ 全熱交換器ユニット	女子更衣室51	5F	天井カセット型 150CMH 50Pa	1
★ 全熱交換器ユニット	事務室61	6F	天井カセット型 480CMH 50Pa	1
★ 全熱交換器ユニット	仮眠室61	6F	天井カセット型 180CMH 50Pa	1
★ 全熱交換器ユニット	仮眠室61	6F	天井カセット型 30CMH 50Pa	1
★ 全熱交換器ユニット	更衣室61	6F	天井カセット型 90CMH 50Pa	1
★ 全熱交換器ユニット	備蓄倉庫61	6F	天井カセット型 180CMH 50Pa	1
★ 全熱交換器ユニット	警戒本部室	6F	天井カセット型 180CMH 50Pa	1
★ 全熱交換器ユニット	更衣室62	6F	天井カセット型 120CMH 50Pa	1
★ 全熱交換器ユニット	事務室62	6F	天井カセット型 210CMH 50Pa	1

## 空調設備

名 称	範 囲	設置場所	仕 様	台数
★ 全熱交換器ユニット	待機室61	6F	天井カセット型 210CMH 50Pa	1
換気ファン	駐車場	B1F	32,000CMH 350Pa	1
換気ファン	設備機械室	B1F	2,400CMH 300Pa	1
有圧扇	倉庫14	1F	1,080CMH 100Pa	1
有圧扇	倉庫15	1F	1,240CMH 100Pa	1
有圧扇	倉庫16	1F	1,720CMH 100Pa	1
換気ファン	乾燥室	1F	700CMH 200Pa	1
有圧扇	厨房	3F	1,850CMH 150Pa	1
浴室換気乾燥機	浴室41	4F	90CMH 80Pa	1
レンジフード換気扇		B1,2,4~6F	200CMH 240Pa	8
天井扇				59
電気ヒーター	乾燥室	1F		1
空気搬送ファン	駐車場	B1F	1450CMH 0Pa	7

※記号項目に★がある設備は、定期点検・測定業務対象設備

## 給排水設備

名 称	範 囲	設置場所	仕 様	台数
★ 受水槽	上水用	屋外	ステンレス(1000/(1000+1000)/2000H) 有効容量:2. 4m <sup>3</sup> 2槽式	1
★ 受水槽	雑用水用	屋外	ステンレス(1500/(1000+1000)/2000H) 有効容量:3. 3m <sup>3</sup> 2槽式	1
★ 加圧給水ポンプユニット	上水用	屋外	50 φ × 330L/min × 580kPa	1
★ 加圧給水ポンプユニット	雑用水用	屋外	50 φ × 370L/min × 580kPa	1
補給水ポンプ	非常時用	地階 蓄熱槽	40 φ × 200L/min × 280kPa	1
給湯用真空ヒーター		RF	ガス炊 定格能力175kW、ガス消費量16.8Nm3/h	1
★ 貯湯槽(保温付)		RF	ステンレス製横型 容量1500L	1
膨張タンク		RF	密閉式ダイヤフラム式 タンク容量100L 最大供給容量63L	1
給湯用循環ポンプ	一次用	RF	50 φ × 250L/min × 100kPa	1
給湯用循環ポンプ	二次用	RF	25 φ × 20L/min × 30kPa	1
排水ポンプ	湧水槽	B1F 床下ピット	水中ポンプ 80 φ × 420L/min × 150kPa	2
排水ポンプ	湧水槽	B1F 床下ピット	水中ポンプ 80 φ × 420L/min × 150kPa	2
排水ポンプ	雑排水槽	B1F 床下ピット	水中ポンプ 80 φ × 400L/min × 150kPa	2
★ 雑排水槽		B1F 床下ピット	床下コンクリート製	1
★ 湧水槽		B1F 床下ピット	床下コンクリート製	1
★ 湧水槽		B1F 床下ピット	床下コンクリート製	1
蓄熱槽		B1F 床下ピット	床下コンクリート製	
貯湯式湯沸器	湯沸室	B1,2,4~6F	貯湯量:20L	6
瞬間湯沸器		3F 厨房	瞬間式壁掛型	1
瞬間湯沸器		6F 厨房	瞬間式壁掛型	1
瞬間湯沸器		2F 待機室	瞬間式壁掛型	1

※記号項目に★がある設備は、定期点検・測定業務対象設備

## 消 防 設 備

自動火災報知設備	数量
自動火災報知設備(受信機)	1 台
光電式スポット感知器	85 個
差動式スポット感知器	231 個
定温式スポット感知器	20 個
P型発信機	17 基
表示灯	17 個
常用電源	1 式
予備電源	1 式
配線	1 式

自家用発電設備	数量
ディーゼルエンジン	1 台
交流発電機(500KVA)	1 台
始動装置	1 式
燃料、タンク	1 式

粉末消火設備	数量
貯蔵容器(1170Kg/1500型)	1 基
加圧容器(N2)	6 本
定温式スポット	32 個
噴射ヘッド(15KC)	48 個

非常放送設備	数量
増幅器出力	1 台
スピーカー回線	1 式
スピーカー	128 個
常用電源	1 式
予備電源	1 式
配線	1 式

屋内消火栓設備	数量
加圧送水装置・ポンプ、モーター	1 組
屋内消火栓	17 基
呼水装置	1 台
配線	1 式

誘導灯設備	数量
誘導灯	43 個
配線	1 式

連結送水管設備	数量
送水口	1 式
配管等	1 式
放水口	1 基

消防用水	数量
粉末ABC10型消火器	36 本

避難器具	数量
避難器具	2 基

## 防 火 設 備

防火シャッター	数量
地階	2 箇所
1階	2 箇所
2階	2 箇所
3階	3 箇所
4階	2 箇所
5階	2 箇所
6階	2 箇所
R階	1 箇所

## その他設備

名 称	範 囲	設置場所	仕 様	台数
★ 自動扉		1F 北側風除室		1
★ 自動扉		1F 北側風除室		1
★ 自動扉		1F 南側風除室		1
★ 自動扉		1F 滅菌消毒室		1
★ 自動扉		1F 滅菌消毒室		1
★ オーバースライダー		1F 駐車場		1
★ オーバースライダー		1F 駐車場		1
★ オーバースライダー		1F 駐車場		1
★ オーバースライダー		1F 駐車場		1
★ オーバースライダー		1F 駐車場		1
★ オーバースライダー		1F 駐車場		1
★ 電動シャッター		1F 駐車場		1
★ グリルシャッター		B1F 駐車場		1

※記号項目に★がある設備は、定期点検・測定業務対象設備

## 付表②

### 設備巡回点検業務仕様

## 巡回点検

業務項目	対象(設備)	業務内容	回数	備考
日常巡回点検	給水設備	・受水槽の外観点検	1回／2月	管球類の交換は共用部のみ
		・制御盤、ポンプ類の外観点検	1回／2月	
	衛生設備	・水洗便器、タンク類の外観点検	1回／2月	
		・小便器自動洗浄機保守点検	1回／2月	
	空調設備	・換気装置などの外観点検	1回／2月	
		・水蓄熱槽液面点検	1回／2月	
	共用部電気設備	・電灯、弱電分電盤の外観点検	1回／2月	
		・避雷針、アンテナの外観点検	1回／2月	
		・照明(管球等)の外観点検	1回／2月	
		・個別不点灯の交換	必要都度	

### 付表③

定期点検・測定基準

## 定期点検

業務項目	対象(設備)	業務内容	回数	備考	関連法令
空調設備 保守業務	ヒートポンプ冷凍機	・冷房点検	2回／年	[フロン排出抑制法]	
	冷温水ポンプ	・暖房点検	2回／年		
	外気処理空調機	・フロン類漏えい点検			
	FCU	[チラ-1台、EHP5台、GHP11台、その他4台]			
	ヒートポンプ空調機	簡易点検	4回／年		
	ガスヒートポンプエアコン	定期点検	2回／5年		
	全熱交換器	・故障対応	随時		
給排水設備 保守業務	受水槽	・受水槽の清掃点検消毒	1回／年	[ビル管理法] 法1条、法4条 施行規則4条2項 [水道法] 法34条の2、施行令1条の2 施行規則4条、24条	
	雑用受水槽	・加圧給水ポンプ点検	1回／年		
	雑排水槽	・雑排水槽の清掃(汚泥引き抜きは別途)	2回／年		
	加圧給水ポンプ	・ガス温水ヒーター点検	2回／年		
	雑排水ポンプ	・貯湯槽清掃	1回／年		
		・厨房配水管清掃(立管まで)	2回／年		
		・上水水質検査:1系統(11・28項目)	1回／年		
		・給湯水質検査:1系統(11・28項目)	1回／年		
		・残留塩素測定	1回／週		
		・故障対応	随時		
消防用設備 保守業務	自動火災報知設備	・機器点検	2回／年	[消防法] 法17条 法17条3の3 施行規則31条の6	
	消火器	・総合点検	1回／年		
	連結送水管	・故障対応	随時		
	誘導灯	※自家発電設備の点検方法については			
	屋内消火栓設備	別紙1自家発電設備点検方法、1又は			
	粉末消火設備	2のいずれかの方法で実施すること。			
	自家用発電設備				
防火設備 保守業務	防火シャッター	・定期検査	1回／年	[建築基準法] 法12条	
		・故障対応	随時		
その他設備 保守業務	自動ドア 5台	・総合作動点検・調整	4回／年		
		・故障対応	随時		
	シャッター設備 ・オーバードア6台 ・グリルシャッター1台 ・電動シャッター1台	・総合作動点検・調整	2回／年		
		・故障対応	随時		

## 定期点検

業務項目	対象(設備)	業務内容	回数	備考	関連法令
空気環境測定業務	[測定対象] ・延床面積 7260.57m <sup>2</sup> ・階床数 7階 ・測定ポイント 13ポイント	・空気環境の測定 (浮遊粉塵量、一酸化炭素濃度、炭素ガス濃度、温度、湿度、気流の定期測定)  [ビル管理技術者(選任)の業務] ①環境衛生維持管理計画の立案 ②環境衛生上の維持管理に関する調査 検査結果の評価	6回／年  選任  随時  随時  		[ビル管理法]  法1条  法4条  法6条  施行規則4条2項
害虫等防除業務	[防除対象] ・対象面積 7260.57m <sup>2</sup> ・階床数 7階	・害虫等の被害生息調査 ・害虫等の侵入、発生の防止処理 ・ゴキブリ、蚊、ハエ、ねずみ等の定期防除業務	2回／年  2回／年  2回／年		[ビル管理法]  法1条  法4条  施行規則4条2項
植栽管理業務	[管理対象] ・シラカシ 1本 ・エレガンテシマ 43本 ・1Fツツジ 277株 ・庇上ツツジ 160株	・剪定作業(6月) ・消毒作業(6月、8月) ・除草作業(6月、8月、10月) ・施肥作業(2月)	1回／年  2回／年  3回／年  1回／年		
特殊建築物定期調査	・延床面積 7260.57m <sup>2</sup> ・階床数 6階 ・主階 1階 ・ビル用途 事務所ビル	・敷地関係、構造関係、防火関係、避難関係、衛生関係の調査	1回／2年		[建築基準法]  法8条  法12条1項
建築設備定期調査	換気設備 非常用照明装置	・換気設備の機能、違法状態の調査 ・非常用照明装置の機能、違法状態の調査	1回／年		[建築基準法]  法8条  法12条1項

## 自家発電設備点検方法

**1 負荷運転**

## (1)点検方法

疑似負荷装置、実負荷等により、定格回転速度及び定格出力の30%以上の負荷で必要な時間連続運転を行い確認する。

## (2)判定方法

ア 運転中に漏油、異臭、不規則音、異常な振動、発熱等がなく、運転が正常であること。

イ 運転中の記録は製造者の指定範囲であること。

## (3)実施回数

1回/年

**2 内部監察等**

## (1)実施内容及び確認事項

実施内容	確認事項
<b>①過給機コンプレッサ翼及びタービン翼並びに排気管等の内部監察</b>	
過給機のサイレンサー及び過給機ダクトを取り外し、コンプレッサー及びタービン翼の内部を確認する。	コンプレッサー翼及びタービン翼に運転に支障を及ぼすじんあいや燃焼残さ等の付着していないこと、損傷や欠損がない事を確認する。 ※異常がある場合には清掃等により除去する。
過給機を取り外した部分から排気管内部を確認する。 (過給機がない場合は、排気管出口の可とう管接手等を取り外して内部確認する。)	排気管や排気ダクト内部に運転に支障を及ぼす未燃燃料や燃焼残さ物等が付着していないことを確認する。 ※異常がある場合には清掃等により除去する。
<b>②燃料噴射弁等の確認</b>	
燃料噴射弁を取り外して、作動させて噴射状態と噴射圧力を確認する。	①噴射弁の開弁圧力が製造者の指定範囲であること。 ②噴射口に詰まりがなく、燃料の噴霧状態が均一で微細に噴霧されていること。 ③噴射弁先端から燃料の液だれがないことを確認する。 ※異常がある場合は、燃料噴射弁の開弁圧力の調整、清掃等を行う。
<b>③シリンダ摺動面の内部監察</b>	
シリンダヘッドを取り外し、シリンダ摺動面等の内部を観察する又は燃料噴射弁を取り外し、取付穴から内視鏡を挿入し内部を観察する。	シリンダライナ摺動面に運転に支障を及ぼす損傷や摩耗がないことを確認する。
<b>④潤滑油の成分分析</b>	
オイルパン等から潤滑油を必要量抜き取り、潤滑油の成分を確認する。	「動粘度」、「燃料希釈分」、「塩基価」、「金属成分」、「水分」等が製造者の指定範囲内であることを確認する。 ※成分分析の結果、指定値範囲外の項目がある場合には、異常がある部位に清掃、修理、交換等の必要な措置を講ずる。
ドレインコック等から冷却水を必要量抜き取り、冷却水の成分を確認する。	「PH」、「全硬度」、「電気伝導率」、「蒸発残留物」等が製造者の指定範囲内であることを確認する。 ※※成分分析の結果、指定値範囲外の項目がある場合には、異常がある部位に清掃、修理、交換等の必要な措置を講ずる。

(2)実施回数 1回/年

## 管 理 業 務 委 託 契 約 書

和歌山市（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、消防庁舎総合管理委託業務について、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

### （委託業務）

第1条 甲は、別紙消防庁舎総合管理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に掲げる委託業務（以下「委託業務」という。）の処理を、乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

### （契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

### （委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書に従って委託業務を履行しなければならない。

### （委託金）

第4条 委託料は毎月 円を支払うものとする。

### （契約保証金）

第5条 和歌山市契約規則第34条第3号の規定により不納付とする。

### （権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### （再委託等の禁止）

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### （委託業務の調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関する必要な指示を与えることができる。

### （業務内容の変更等）

第9条 甲は必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

### （契約期間の延長）

第10条 乙は、その責めに帰することができない理由その他の正当な理由より、契約期

間に委託業務を完了することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面により契約期間の延長を求めることができる。

この場合において、延長日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(損害の負担)

第11条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この条において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の債務不履行)

第12条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しなかったときは、その不履行部分に相当する額を減額して、委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙が、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10の金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(確認)

第13条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後その旨を甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第14条 乙は、毎月、当該月に履行すべき委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、当該月委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けた日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならぬ。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による賃貸借料等の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、当該遅延に係る支払期限の翌日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（その額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。）の遅延損害金の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第15条 甲は、次条及び乙の債務不履行の場合によるほか、乙が次の各号のいずれかに

該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第20条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

(3) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合は、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相当する委託金を乙に支払わなければならない。

5 第2条の規定にかかわらず、令和9年度以降、甲が歳出予算において当該委託料について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。この場合において、契約の解除に伴う費用は、甲が負担する。

(暴力団等排除に係る解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを

利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第17条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいざれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様と

する。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(乙の解除権)

第18条 乙は、甲の債務不履行の場合によるほか、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第9条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第9条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が、契約期間の10分の5（契約期間の10分の5が6か月を超えるときは6か月）を超えたとき。

2 第9条第2項及び第15条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除された場合に準用する。

(賠償金等の徴収)

第18条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

(秘密の保持等)

第19条 乙は、委託業務の履行上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務の履行に際し、作成した記録等を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第20条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して、個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の氏名及び住所並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第21条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報とみなして前条第1項及び前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めたとき。

(補則)

第22条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8 年 4 月 1 日

甲 和歌山市七番丁 2 3 番地  
和歌山市  
和歌山市長 尾 花 正 啓

乙 和歌山市

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してもならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しだったときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならぬ。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- (1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。
- (2) 当該事故の原因を分析すること。
- (3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。
- (4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。